

「裁判所における環境配慮の方針」の点検等について

平成21年3月31日

最高裁判所環境配慮の方針推進委員会

最高裁判所は、平成16年11月10日付けで「裁判所における環境配慮の方針」(以下「環境配慮の方針」という。)を作成し、同方針を推進するため「最高裁判所環境配慮の方針推進委員会」を設置して、環境配慮の方針を定期的に点検・評価することとしています。

この度、平成19年度における環境配慮の方針の点検を行いましたので、その結果を環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(平成16年法律第77号)第6条に基づき、下記のとおり公表します。

記

1 低公害車の導入

環境配慮の方針においては、「平成17年3月までに一般公用車の低公害車導入率を100%にするなど、環境への負荷の少ない製品の使用に向けた取組」を目標とし、この目標を平成16年度に達成するとともに、現在の低公害車比率は100%を維持している。

2 環境への負荷の程度を示す数値

環境配慮の方針においては、「省電力の励行、冷暖房の適正な温度設定等により、電気使用量及び燃料使用量を低減させ、エネルギー使用を抑制する取組」を目標とし、平成13年度及び平成15年度から平成19年度までの公用車の燃料使用量、用紙の使用量、庁舎等の単位面積当たり電力使用量、エネルギー供給設備等における燃料使用量、庁舎等の単位面積当たりの上水使用量、廃棄物の量及び廃棄物中可燃物の量、温室効果ガスの総排出量並びに平成15年度から平成19年度までの温室効果ガスの総排出量の平成13年度比は、次表のとおりとなっている。

【表：環境への負荷の程度を示す数値】

項目	単位	H13	H15	H16	H17	H18	H19
公用車の燃料使用量	GJ	17,670	15,064	14,520	13,680	13,443	13,442
用紙の使用量	ト	3,026	2,928	3,990	1,590	3,831	2,731
庁舎等の単位面積当たり電力使用量	kWh/m ²	64.9	61.8	64.1	63.0	50.4	51.0
エネルギー供給設備等における燃料使用量	GJ	403,453	393,551	436,445	415,925	340,398	357,292
庁舎等の単位面積当たりの上水使用量	m ³ /m ²	0.547	0.504	0.515	0.523	0.432	0.441
廃棄物の量	ト	4,787	4,688	4,280	4,073	11,096	11,074
	可燃物の量	ト	3,815	3,697	3,381	3,111	6,003
温室効果ガスの総排出量	tCO ₂	62,308	64,438	69,669	69,526	56,567	57,645
平成13年度比	%	-	3.4%	11.8%	11.6%	-9.2%	-7.5%